

女川町監査委員告示第2号

監査結果の公表について

令和元年7月3日に実施した定期監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、これを公表する。

令和元年7月30日

女川町監査委員 丸岡美穂

女川町監査委員 平塚勝志

# 定期監査報告書

## 1 監査の範囲

- (1) 平成 30 年度各種基金運用状況について
- (2) 平成 30 年度町税及び各種使用料等徴収状況について

## 2 監査の期日等

期 日 令和元年 7 月 3 日 (水)  
場 所 女川町役場 3 階 委員会室 2  
監査委員 丸 岡 美 穂 ・ 平 塚 勝 志

## 3 監査の概要

- (1) 平成 30 年度各種基金運用状況について  
あらかじめ各課から「基金積立運用状況表」の提出を求め、主管課から説明を受け、基金の運用が地方自治法第 241 条各項の規定及び女川町各種基金条例の趣旨に沿って行われているかについて意を用いて実施した。
- (2) 平成 30 年度町税及び各種使用料等徴収状況について  
あらかじめ各課から「収入未済に関する調書」の提出を求め、主管課から説明を受け、収入未済額の管理が適正・的確に行われているかについて意を用いて実施した。

## 4 監査の結果及び意見

- (1) 平成 30 年度各種基金運用状況について  
基金全体の推移については、平成 29 年度末の積立金残高 506 億 2,693 万円、平成 30 年度中の積立額は 60 億 259 万円、164 億 9,203 万円の運用の結果、年度末残高は 401 億 3,749 万円となっている。そのうち、東日本大震災復興交付金基金の年度末残高が 200 億 3,883 万円と全体の 49.9% を占める状況となっている。  
各種基金を確認した結果、以下のような事項を検討課題として掲げたい。
  - ① 土地開発基金で保有している土地は、大分整理されたと思われる。残りの土地の活用についても検討されたい。
  - ② 国保高額療養費貸付基金及び介護サービス費等貸付基金においては、長期間運用されていないとのことであった。周知方法の工夫をするとともに、現状の高額療養費制度等を鑑み、これらの貸付基金の必要性も検討されたい。
  - ③ 令和 2 年度の復興事業終了後、各種基金がどのように推移するかシミュレーションをし、現状で必要と思われる措置の検討を促したい。
- (2) 平成 30 年度町税及び各種使用料等徴収状況について  
全体的に、収入未済については、適切に管理されていると認められるが、課税の公平性が保たれるよう町民の納税意識を更に向上させるような行政運営を期待する。